

個人番号及び特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2)個人番号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

(3)特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4)個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

(5)特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(6)個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7)本人

個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(8)従業者

本会の組織内にあつて直接又は間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務

に従事している者をいい、雇用関係にある職員（職員、嘱託職員、臨時職員）のみならず、本会と雇用関係にない者（理事、監事、派遣社員等）を含む。

（本会の責務）

第3条 本会は、番号法その他の個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて特定個人情報等の保護に努めるものとする。

第2章 特定個人情報等の取得

（利用目的の特定、変更）

第4条 本会は、特定個人情報等を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第5条 本会は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（取得の制限）

第6条 本会は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

（個人番号の提供の求めの制限）

第7条 本会は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けること

ができる場合を除くほか、他人に対し個人番号の提供を求めないものとする。

(本人確認)

第8条 本会は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

(安全管理措置)

第9条 本会は、特定個人情報等の取得に際し、第21条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第22条（本規程に基づく運用状況の記録）、第25条（従業員の監督・教育）、第26条（委託先の監督）、及び第31条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第3章 特定個人情報等の利用

(利用目的外の利用の制限)

第10条 本会は、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って特定個人情報等を取得した場合は、継承前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該特定個人情報等を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、第4条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を利用取り扱うことができるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第11条 本会は、番号法第19条11号から14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(安全管理措置)

第12条 本会は、特定個人情報等の利用に関し、第21条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第22条（本規程に基づく運用状況の記録）、第25条（従業員の監督・教育）、第26条（委託先の監督）、第27条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第28条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）、第29条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、及び第31条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第4章 特定個人情報等の保存

(特定個人情報等の保管)

第13条 本会は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を保管しないものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第14条 本会は、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第15条 本会は、特定個人情報等の保存に関し、第21条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第22条（本規程に基づく運用状況の記録）、第25条（従業員の監督・教育）、第26条（委託先の監督）、第27条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第28条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）、第29条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、及び第31条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第16条 本会は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を提供しないものとする。

(安全管理措置)

第17条 本会は、特定個人情報等の提供に関し、第21条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第22条（本規程に基づく運用状況の記録）、第25条（従業員の監督・教育）、第26条（委託先の監督）、第27条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第28条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）、第29条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、及び第31条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第6章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第18条 本会は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに削除又ははいきするものとする。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合は、保管を継続することができるものとする。

(安全管理措置)

第19条 本会は、特定個人情報等の削除・廃棄に関し、第21条（特定個人情報等の取扱状況の記録）、第22条（本規程に基づく運用状況の記録）、第25条（従業員の監督・教育）、第26条（委託先の監督）、第27条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）、第29条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、第30条（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）、及び第31条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

第7章 安全管理措置

第1節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第20条 本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個

個人情報等の安全管理のために、第2節から第5節に定める措置を講ずるものとする。

(事務取扱責任者)

第21条 本会は、特定個人情報等の管理に関する責任者として事務取扱責任者をおく。

2 事務取扱責任者は、事務局長とする。

3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報の利用申請及び記録等の管理
- (2) 特定個人情報等を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- (3) 特定個人情報等の取扱状況の把握
- (4) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
- (5) 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督
- (6) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
- (7) 事故発生時の対応策の策定
- (8) その他特定個人情報等の安全管理に関すること

(事務取扱担当者)

第22条 本会は、別表に定めるとおり、特定個人情報等を取り扱う事務の範囲を明確化し、取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法その他の個人情報保護に関する法令、若しくは本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告する。

第2節 組織的安全管理措置

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第23条 本会は、特定個人情報ファイル等の取扱い及び本規程に基づく運用状況を確認するため、「特定個人情報等管理台帳」（様式1）により下記項目について記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 利用目的
- (3) 記録媒体
- (4) 事務取扱担当者、取扱部署
- (5) 保管場所
- (6) 保存期間
- (7) 削除・廃棄状況
- (8) 特定個人情報ファイルの入出力・利用状況
- (9) 書類・媒体等の持ち出し
- (10) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合の事務取扱担当者のシステム利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(情報漏えい等事案への対応)

第24条 本会は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、必要に応じ適切かつ迅速に以下の対応を行う。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 個人情報保護委員会及び主務大臣等への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第25条 本会は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、少なくとも毎年1回、取扱状況を点検し、必要に応じ安全管理措置を見直すものとする。

第3節 人的安全管理措置

(従業者の監督・教育)

第26条 本会は、特定個人情報等の安全管理のため、従業者に対し必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(委託先の監督)

第27条 本会は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき本会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認したうえで、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理措置について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、特定個人情報等の取扱状況を確認するため、第23条に定める項目について委託先に記録させるものとする。

3 本会は、委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託した場合には、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第4節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域及び書類の管理)

第28条 本会は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）に、壁又は間仕切り等の設置、及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見られる可能性が低い場所への座席配置等をするなどの工夫をするものとする。

2 本会は、盗難又は紛失等を防止するため、取扱区域において取り扱う書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第29条 本会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を取扱区域の外に持ち出す場合、持ち出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は封

臧し靴に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

(個人番号の削除及び電子媒体等の廃棄)

第30条 本会は、特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。

2 本会は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合は、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

第5節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第31条 本会は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

2 本会の特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

3 本会は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じるものとする。

(1) 本会の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。

(2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する。

(3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

(4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

4 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

第8章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報等の開示等)

第32条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意が

あるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

- 3 特定個人情報等に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(特定個人情報等の訂正等)

第33条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
- 3 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
- 4 本会は、前第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(特定個人情報等の利用停止等)

第33条 本会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが第10条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 前条第3項及び第4項は本条に準用する。

第9章 体制

(苦情対応)

第34条 本会は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、本会事務局の次長とする。

(従業者の義務)

第35条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した従業者は、その旨を事務取扱責任者に報告するものとする。

3 本規程に違反している事実又は兆候を把握した従業者は、その旨を事務取扱責任者に報告するものとする。

4 事務取扱責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第10章 雑則

(その他)

第36条 この規程の実施に必要な規則等は、別途定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

別表 事務取扱担当者一覧

本会は、以下のとおり、特定個人情報等を取り扱う事務の範囲、当該事務において取り扱う特定個人情報等の範囲及び当該事務に従事する職員（事務取扱担当者）を定める。

(1) 従業者、その扶養親族等及び第3号被保険者に関する事務

特定個人情報等を取り扱う事務の範囲	特定個人情報等の範囲	事務取扱担当者
源泉徴収票作成事務等所得税法に関する事務	従業者の氏名、住所及び個人番号、並びにその扶養親族等の氏名及び個人番号等	経理規程第8条に定める会計職員
健康保険・厚生年金保険届出事務等健康保険法及び厚生年金保険法に関する事務		
雇用保険届出事務等雇用保険等に関する事務		

(2) 報酬等の支払先に関する事務

特定個人情報等を取り扱う事務の範囲	特定個人情報等の範囲	事務取扱担当者
報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務	支払先の氏名、住所及び個人番号等	経理規程第8条に定める会計職員